

生駒市営自動車駐車場管理システム更新委託業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

生駒市営自動車駐車場(以下「駐車場」という。)は、道路の効用保持や道路交通の円滑化を図ることで利用者の利便に資するとともに、都市機能の維持や増進に寄与するため、本市が生駒駅周辺に設置しているものである。本業務は、駐車場の平等な利用や利便性を確保し、その管理を安定して行えるように、新紙幣や新硬貨、キャッシュレス決済に対応した管理システムを導入することを目的とする。

(2) 業務名

生駒市営自動車駐車場管理システム更新委託業務

(3) 業務内容

「生駒市営自動車駐車場管理システム更新委託業務に係る仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月18日まで

2. 業務に要する費用(予定価格)

50,160,000円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(法人にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4. 現地見学

##### (1) 実施期間

令和7年7月26日(土)～令和7年7月31日(木)17時00分

##### (2) 実施場所

- ①生駒駅南自動車駐車場(生駒市本町3の3)
- ②生駒駅北地下自動車駐車場(生駒市北新町)
- ③ベルテラスいこま自動車駐車場(生駒市北新町10番36の102号)

##### (3) 参加申込

現地見学申込書(様式8)に必要な事項を記入のうえ、希望日の前日までに、電子メールで防犯交通対策課に提出してください(土日の受付不可)。

[電子メール]bousaianzen@city.ikoma.lg.jp

生駒市役所 総務部 防犯交通対策課 宛

(4)その他

- ・見学の際、指定管理者へ質問することは禁止します。
- ・一般利用者の利用に支障がない範囲で実施してください。

(5)現在使用している駐車券・定期券・回数券の開示について

希望する場合は、各券のコピーをお渡しますので、防犯交通対策課(市役所3階43番窓口)にお越しください。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限:令和7年8月1日(金)12時00分まで(必着)
- (2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

[電子メール]bousaianzen@city.ikoma.lg.jp

生駒市役所 総務部 防犯交通対策課 宛

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

- (3) 回答日:令和7年8月7日(木)
- (4) 回答方法:市公式ホームページに掲載

6. 企画提案書等の作成及び提出

- (1)作成方法は、別紙「業務実施体制回答書及び企画提案書等作成要領」を参考にしてください。
- (2)提出書類・必要部数 原本1部、副本7部(副本については、提案者名が分からないよう全てマスキング処理等を実施すること。)
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)
  - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等
    - ア 会社概要(様式3)
    - イ 業務実績調書(様式4) (業務実績がわかる書類の写しを添付のこと。)
    - ウ 担当技術者調書(様式5)
    - エ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式6)
    - オ 再委託調書(様式7)
    - カ 参考見積書

キ 企画提案書(任意様式)

(2) 提出期限等

- ① 提出期限:令和7年8月22日(金)17時00分まで(必着)
- ② 提出場所:生駒市役所 総務部 防犯交通対策課 生活安全係(市役所3階43番窓口)
- ③ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日:令和7年8月27日(水)

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日:令和7年9月上旬予定

(第1次審査を省略する場合、令和7年8月27日(水))

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。

なお、選考された者のみ、第2次審査を実施する旨を通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

## 8. 審査基準及び配点

プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査します。

### (1) 業務実施体制 10/100点

評価項目	評価基準	配点
会社の規模及び業務実績、技術責任者及び担当者等	過去5年間で同規模業務の実績があるか。但し、担当したことを証明できる実績を対象として評価する。	10点

※同規模業務の実績とは、生駒市営自動車駐車場の収容台数(150台程度)以上の自動車駐車場における同様の業務で、予定価格が本業務の2分の1以上である実績を指す。

### (2) 参考見積書 10/100点 見積金額に対する評価

### (3) 企画提案書 80/100点

	評価項目	評価基準	配点
1	業務計画・実施体制に関すること	契約締結時から駐車管理システム更新後までのスケジュールが具体的に示されているか。業務期間中、駐車場の運営や利用者にとどのような影響が及ぶか。その影響や対応が具体的に示されているか。	30点
2	駐車場管理・利用に関すること	駐車管理システムの更新後、駐車場の入退場や料金の精算方法、回数券や定期券の利用方法等がどのようになるのか明快に示されているか。	30点
3	保守点検に関すること	駐車管理システムの保守点検はどのような内容か。また、その費用について参考金額が示されているか。	10点
4	企画提案の明瞭度・意欲に関すること	企画提案書の着眼点や内容が優れているとともに、分かりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確か。熱意及び意欲を有しているか。	5点
5	追加提案等	実施要領や仕様書等に記載されている事項以外に優れた追加提案があるか。	5点

## 9. 日程

公示 令和7年7月25日(金)

現地見学 令和7年7月25日(金)10時00分から令和7年7月31日(木)17時00分まで

質問受付締切 令和7年8月1日(金)12時00分まで

質問回答 令和7年8月7日(木)

企画提案書等受付締切 令和7年8月22日(金)17時00分まで

第1次審査 令和7年8月27日(水)

第2次審査 令和7年9月上旬予定

※第1次審査を省略する場合、令和7年8月27日(水)に実施。

結果通知 令和7年9月上旬(予定)

契約締結 令和7年9月中旬(予定)

業務開始 令和7年9月中旬(予定)

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

## 11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止

措置を行うことがあります。

- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 13. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 総務部 防犯交通対策課 生活安全係

生駒市東新町8-38 TEL0743-74-1111(内線3410)